

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部住宅政策課 No.008

処 分 名	社会福祉法人等の使用許可
処 分 の 概 要	市長は、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第2条に規定する者が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の管理に支障のない範囲内で市営住宅の使用の許可を行うことができます。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）第38条 春日部市市営住宅条例施行規則（平成17年規則第57号）第41条
審 査 基 準	社会福祉法人等が、社会福祉事業を行うことを目的として、市営住宅を使用しようとするときは、「市営住宅使用許可申請書」に、社会福祉法人等の証明書を添付して、市長へ提出し、許可を受けなければなりません。
標準処理期間	10日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁4階住宅政策課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

【根拠条例等】

■市営住宅条例

（社会福祉法人等の使用許可）

第38条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の管理に支障のない範囲内で市営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要と認めるときは当該許可に係る使用について条件を付すことができる。

（社会福祉法人等の使用料）

第39条 前条第1項の許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃に相当する額の使用料を毎月末日に支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による額を超えてはならない。

■市営住宅条例施行規則

（社会福祉法人等の使用許可）

第41条 条例第38条第1項の規定により市営住宅の使用許可を受けようとする社会福祉法人等は、市営住宅使用許可申請書（様式第31号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、申請者に対し、市営住宅使用許可通知書（様式第32号）を交付する。